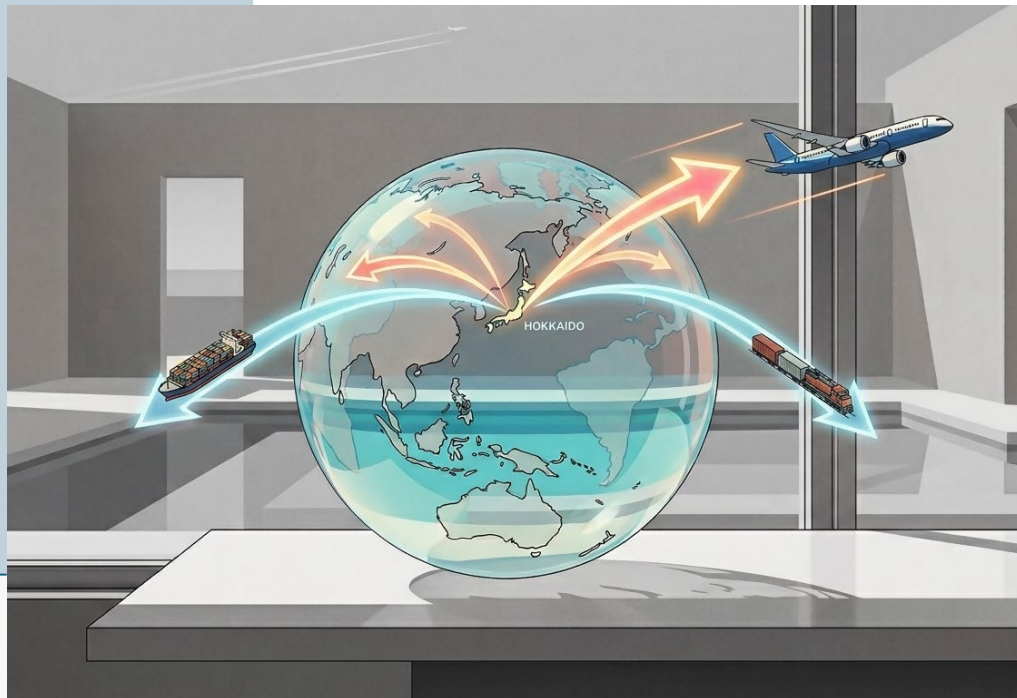




輸出における貿易円滑化

～EPA利用再考のススメ～



函館税関 業務部長 小嶋道人

2026年5月20日(水)

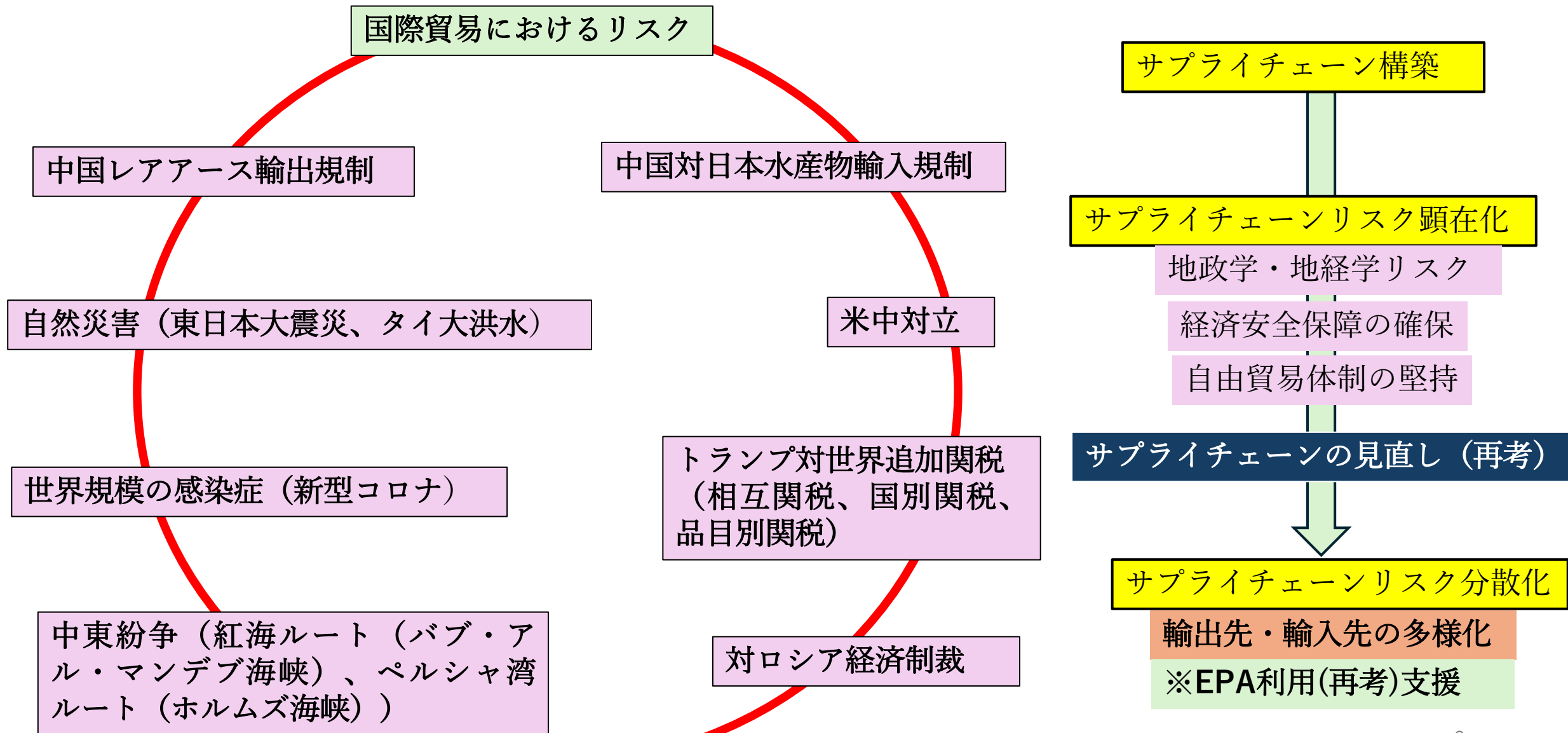
目次

1. 経済安全保障と輸出促進
2. EPA利用状況
3. EPA利用再考のススメ
4. 輸出における貿易円滑化
(事前教示制度の利用)
5. 関税分類 (HS) の争点

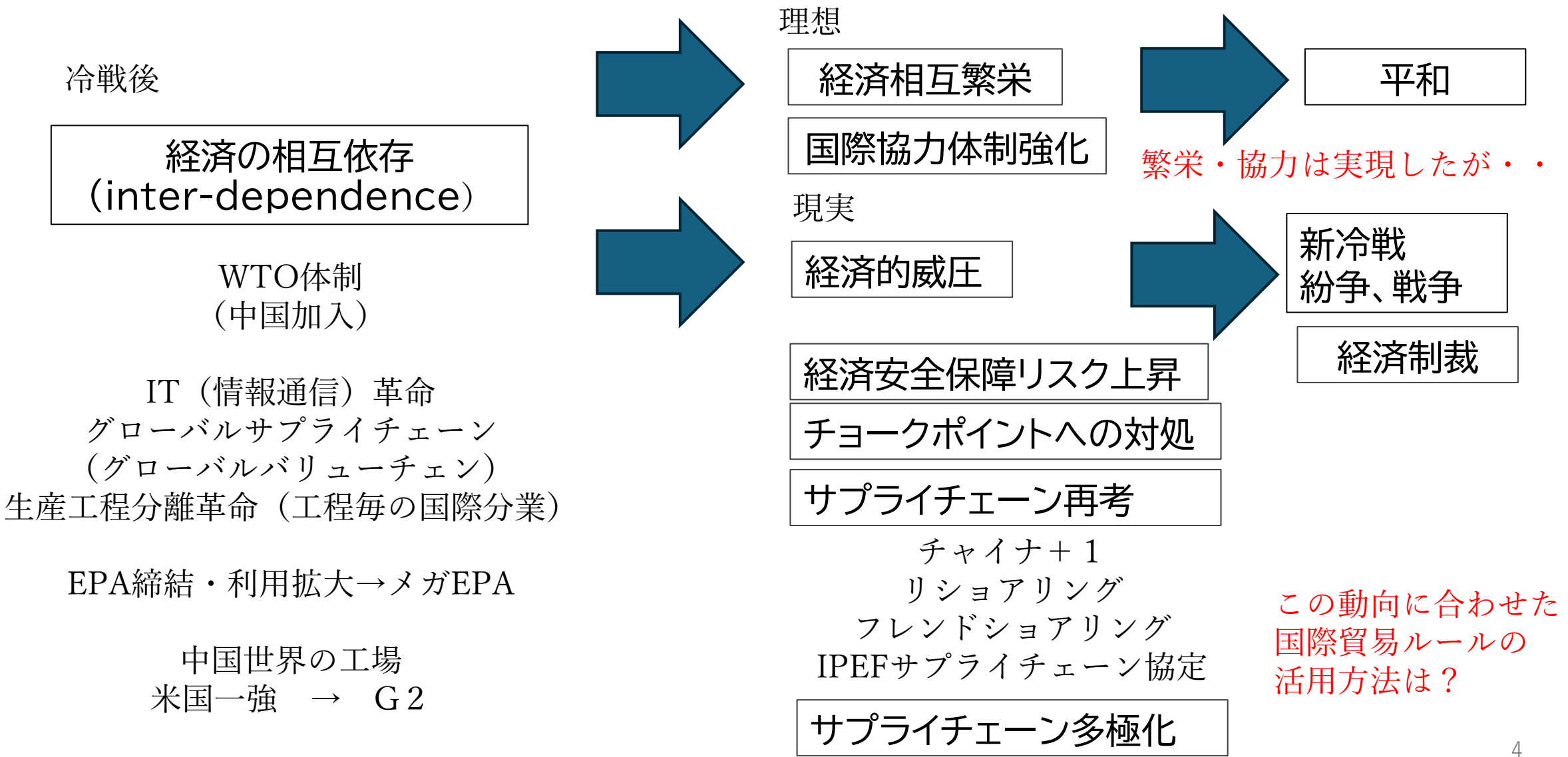
(本日のまとめ)



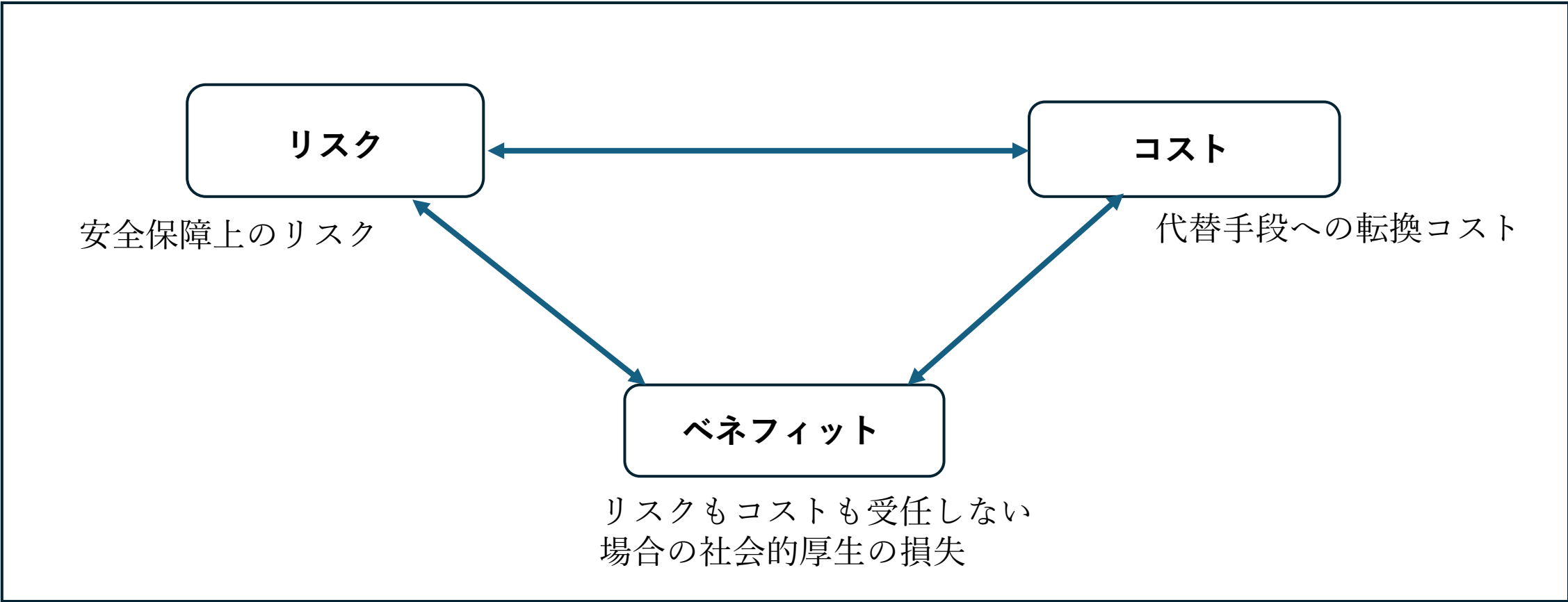
グローバル・サプライチェーンの変容



1. 経済安全保障と輸出促進

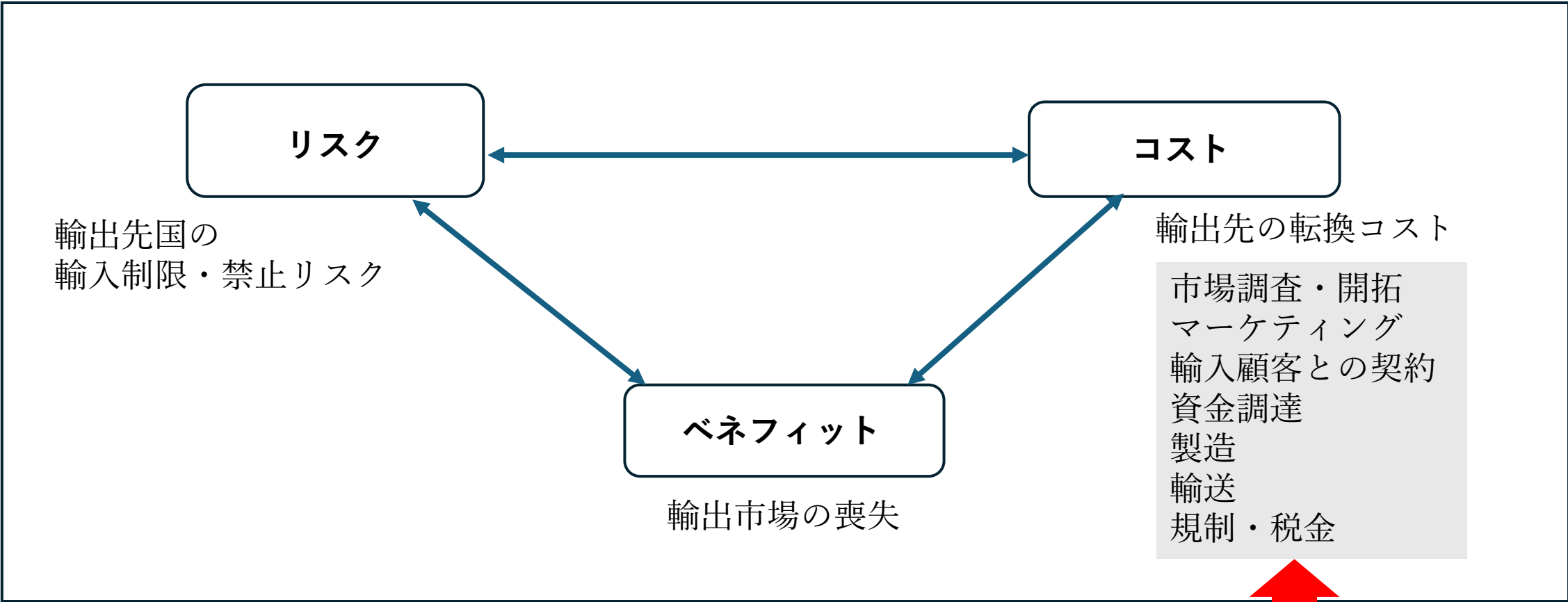


経済安全保障のトリレンマ



「グローバル・バリューチェーンの地政学」（猪俣哲史）P127
※鈴木一人「エコノミック・ステイとクラフトと国際社会」（村山祐三編「米中の経済安全保障戦略 新興技術をめぐる新たな競争」序章）をもとに猪俣氏作成

輸出先多様化のトリレンマ



輸出支援

オール北海道での取組みを推進

貿易の円滑化：EPA利用による輸出を支援



EPA利用(再考)のすすめ

EPA特惠マージンは年々拡大

メガEPA(TPP11、日EU EPA等)発効から年数が経過し、特惠マージンは年々拡大しています。

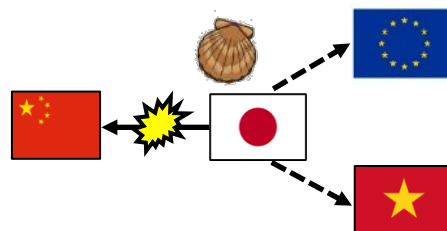


乗用車

日EU・EPAの例
(EU側の関税率)
発効時：8.8%
現在：無税
(7年経過)

サプライチェーンのリスク分散の必要性

特定の輸出相手国に依存することのリスクが顕在化してきており、分散化が推奨されます。



円安傾向等によるビジネスチャンス

近年、円安傾向が続くとともに、購買力平価でみて日本産品は割安です。



関税庁は、以下の支援を行います！

【調査項目】

H S、関税率、原産地規則(適合性確認)、原産地証明に必要な書類 等

- 業務部一体で「EPA輸出相談ワンストップ窓口」として、積極的に相談者の調査支援
- 輸出支援機関との連携による情報提供(セミナー講演、個別相談会等)
- 管内通関業者やEPA関税認定アドバイザーとの連携(アドバイザーへの後方支援等)

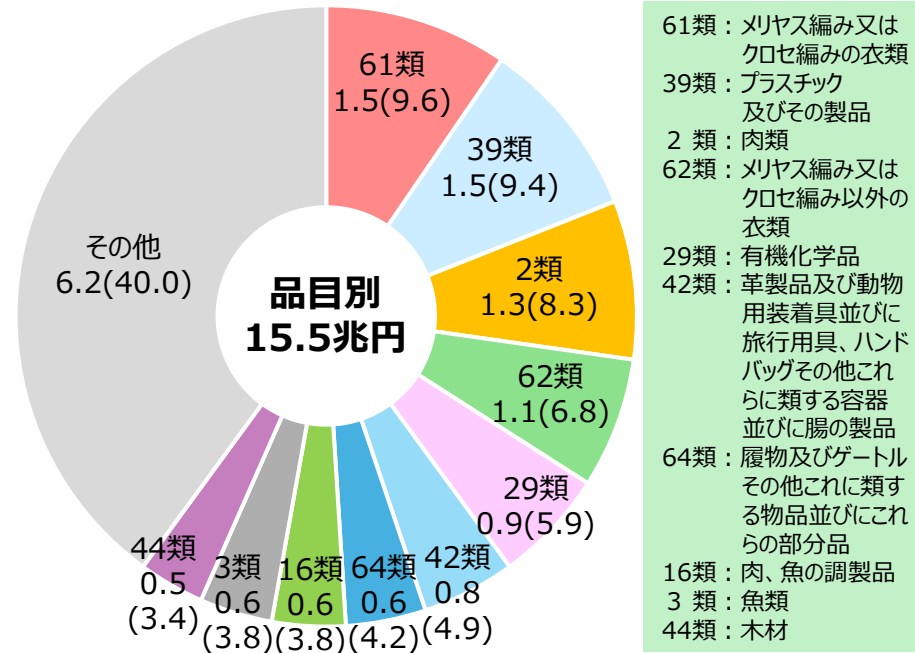
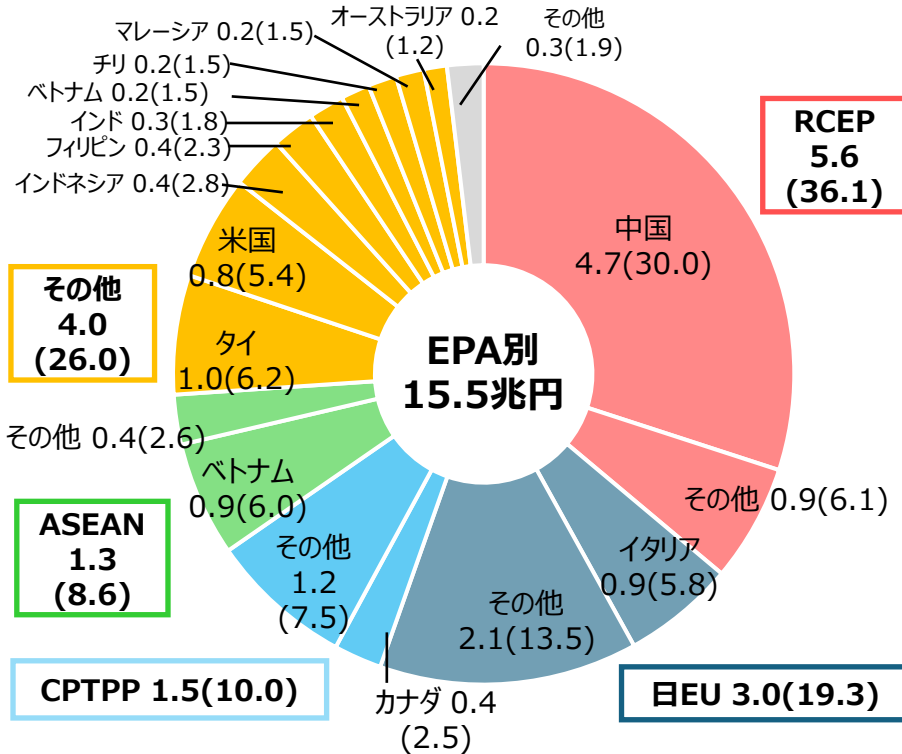
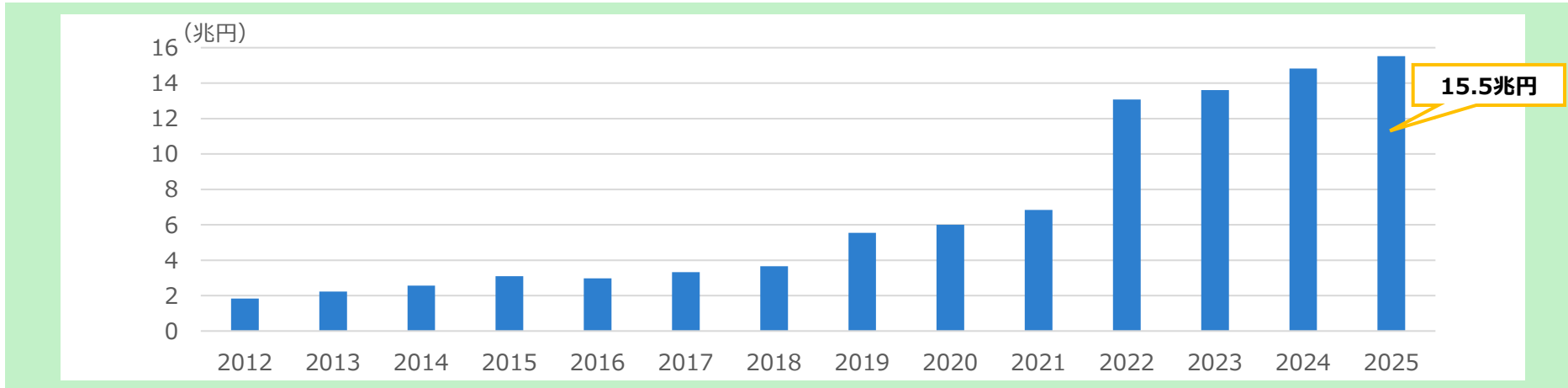
E P A 利用に関するご相談、お問い合わせ先

関税庁業務部 原産地調査官 **EPA輸出相談ワンストップ窓口**

☎ : 0138-40-4255 / メール : hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp

○2025年のEPA特恵適用輸入額 (約15.5兆円)

輸入



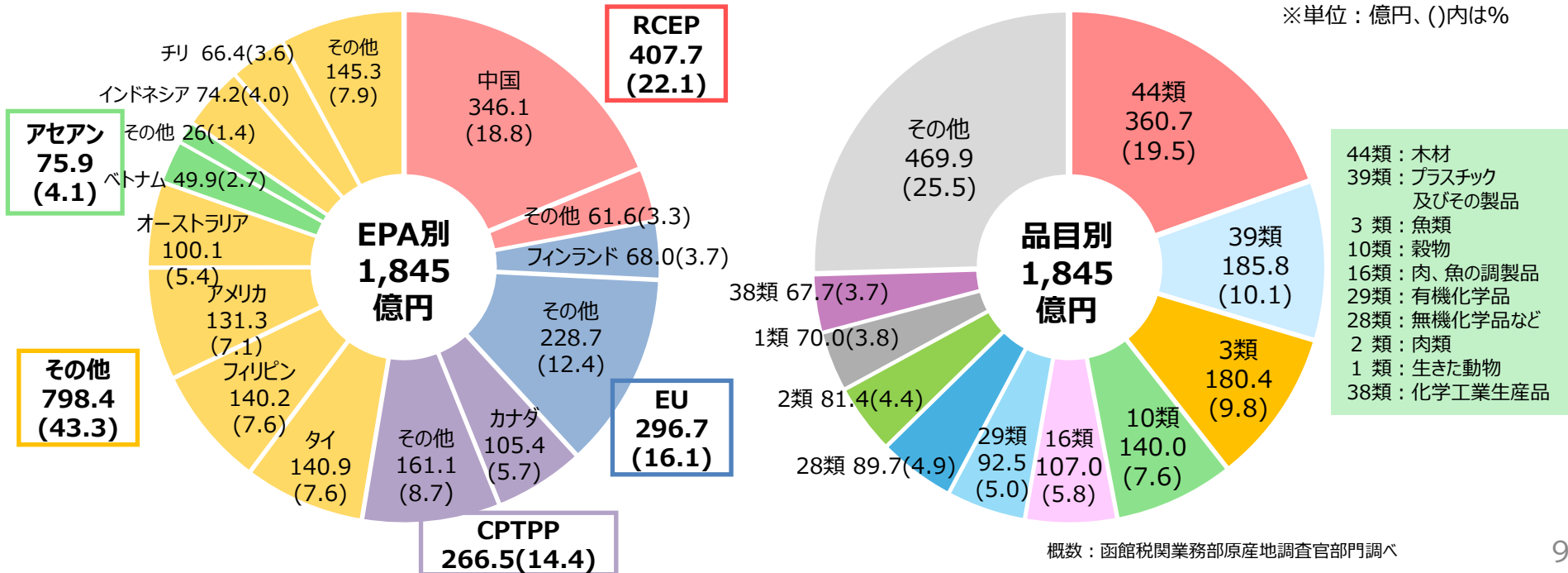
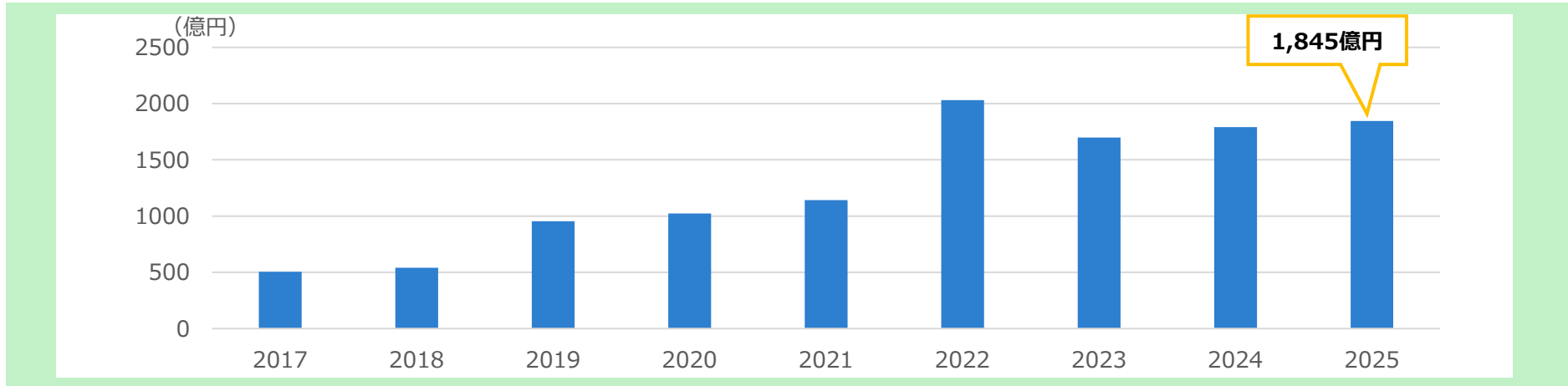
※単位：兆円、()内は%

- 61類：メリヤス編み又はクロセ編みの衣類
- 39類：プラスチック及びその製品
- 2類：肉類
- 62類：メリヤス編み又はクロセ編み以外の衣類
- 29類：有機化学品
- 42類：革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品
- 64類：履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
- 16類：肉、魚の調製品
- 3類：魚類
- 44類：木材

概数：函館税関業務部原産地調査官部門調べ

○2025年のEPA特恵適用輸入額 (約1,845億円)

輸入



日EU・EPAのEPA利用率（2019年～2024年）

	2019年※	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
輸出	日本→EU	39%	59%	63%	66%	67%	73%
輸入	EU→日本	54%	63%	71%	72%	72%	76%

※2019年は2～12月分（日EU EPA発効時期：2019年2月）

出典：外務省HP

【EPA利用率の算出に利用される統計】

- 日本からEUへの輸出：EUROSTATから算出
- 日本のEUからの輸入：財務省貿易統計から算出

（注）日EU・EPAに基づき関税上の特惠待遇を受けた製品の輸入に関する統計を含む。

【EPA利用率について】

EPA利用率（PURs）＝（実際にEPAの特惠関税を利用した輸入額（A））／（特惠関税の適用対象になり得る品目の輸入額（B））

（注）上記計算式の（B）には、特惠関税が適用できない製品の輸入額も含まれる。

調査結果のポイント

JETRO

2024年度
輸出に関するFTAアンケート調査報告書
-競争激化するグローバル市場で、求められる戦略的FTA活用-

日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部
2025年4月

1. EPA/FTA利用状況、6割超の企業がFTAを利用

- **FTA利用率は61.3%**と前回調査からほぼ横ばいであった。ただし、前回から連続で回答した企業に絞ると、FTA利用率は66.1%から67.2%へと微増している。
- 輸出先別のFTA利用率では、MFN関税率が原則一律6%で無税品目がほとんどないチリや、関税率が比較的高いタイ、インドネシア、ベトナム、インドで5割を超えた。ニュージーランド、米国向けでは利用率は9%未満にとどまるものの、3割以上の企業が関心を持っている。
- FTAを利用することで、**約2割の企業で輸出量・取引量が増加**した。また、繊維・アパレルや化学といった業種を中心に、34%の企業でFTA利用での輸出割合が拡大した。
- 企業がFTA等を利用したきっかけや協定の選定は、**輸出先国の取引先からの要請**が最多。

2. EPA/FTAに関する認識は7割と高いが、原産地規則や関連書類作成に難しさ

- **FTA等を利用しない企業でも、7割強がメリットを認識**しており、半数以上はFTAの締結について知っている。また、FTAの利用にあたって、原産地証明が必要となることも7割超が認識している。
- 官公庁、公的機関、商工会議所の各種情報により、半数の企業でFTA関連情報の入手は容易との回答。他方、輸出先税関や原産地規則の情報が入手し難い、原産地規則や書類作成方法が分かりにくいといった指摘もある。

3. 実は大きい輸出先での関税メリット、電子化や情報発信に期待の声

- FTA未活用企業の8割では、活用に向けた検討に至らず、**人件費や情報収集等のコストがハードル**に。
- FTAを利用している企業でも、47%の企業が輸出先での関税率削減幅を把握しておらず、価格交渉材料など戦略的・能動的に利用できていないとみられる。一方、**4割近くの企業（関税率差を把握している企業の7割）では4%以上の関税メリットを享受**している。
- FTA利用にあたって、日商・ジェトロ・税関の情報や支援が役立っており、最新情報や定期的なセミナーに期待の声がある。また、原産地証明書の電子化に高い評価があり、対象国の増大や手続きの簡素化に関して期待する企業が多数。

3. EPA利用再考のススメ

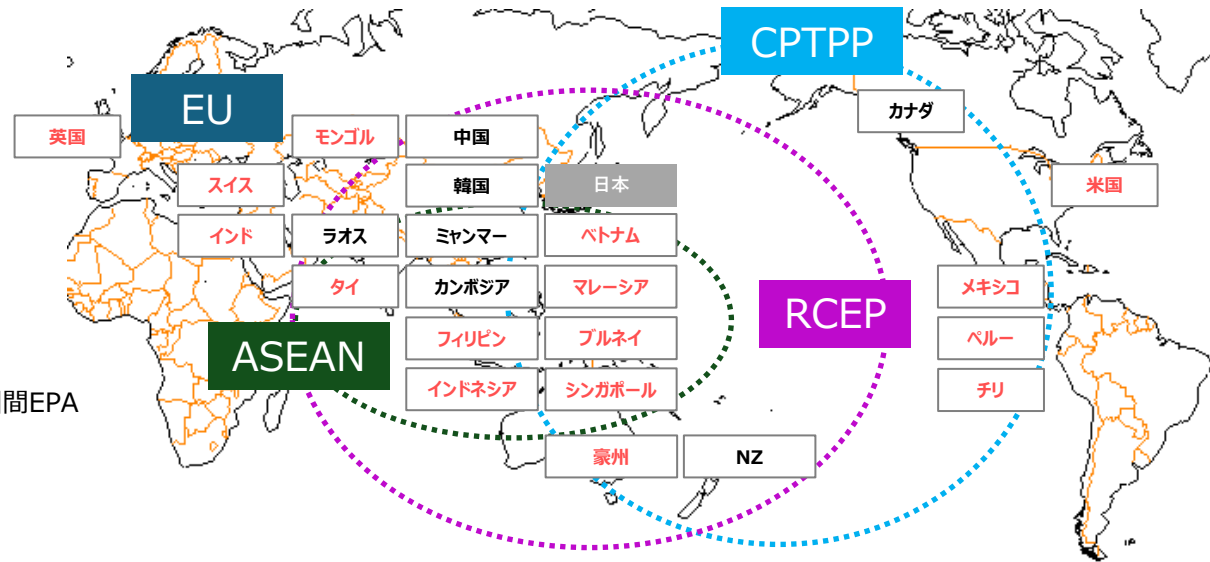
EPA概要

発効10年以上経過
 →ステージングほぼ終了
 →FTA完成

日本で発効しているEPA

発効済 (20)	2002.11	シンガポール (2007.9改正)	2008.7	ブルネイ	2012.3	ペルー	2021.1	英国
	2005.4	メキシコ (2012.4改正)	2008.12	ASEAN (2020.8改正)	2015.1	豪州	2022.1	RCEP
	2006.7	マレーシア	2008.12	フィリピン	2016.6	モンゴル		
	2007.9	チリ	2009.9	スイス	2018.12	CPTPP	→2027年で発効10年	
	2007.11	タイ	2009.10	ベトナム	2019.2	EU	→2028年で発効10年	
	2008.7	インドネシア	2011.8	インド	2020.1	米国		

メリット = 特惠マージン
 →年々拡大



※ 赤字箇所は2国間EPA

【よくある利用者の声】

「コストがメリットを上回る」「メリットは関税を払う輸入者にあり、輸出者には直接ない」との声がある。

そのため、EPAを利用しない最大の理由は「取引先から要請がない」こと。EPAを利用したきっかけの最大の理由は「取引先からの要請があったこと」

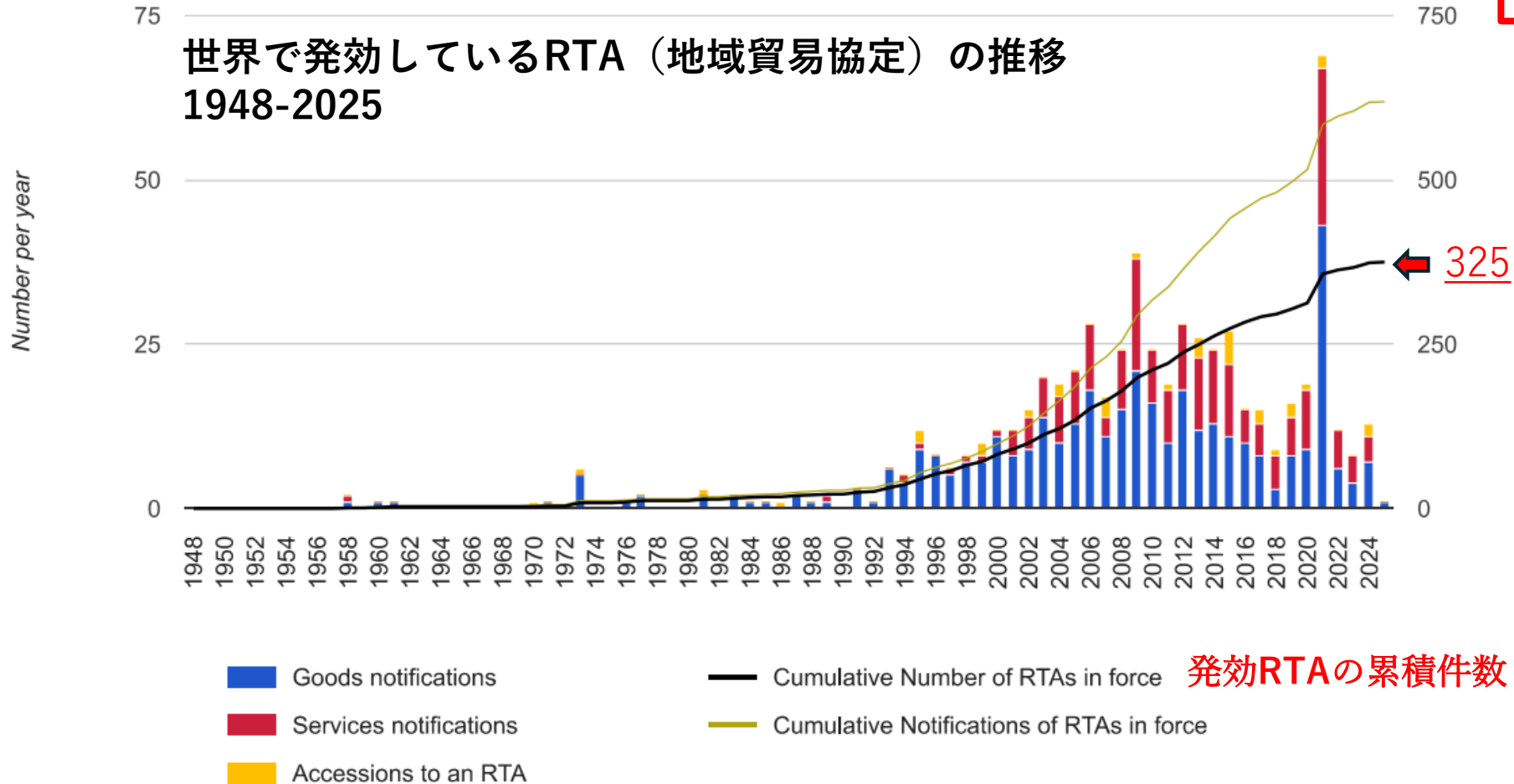
EPA/国	シンガポール	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ブルネイ	カンボジア	ミャンマー	ラオス	フィリピン	スイス	ベトナム	インド	ペルー	豪州	モンゴル	カナダ	NZ	EU	米国	英国	韓国	中国
2国間	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
ASEAN	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○											
CPTPP	○	○	○	○			○						○		○	○		○				○		
RCEP	○		○		○	○	○	○	△	○	○		○			○			○				○	○

※ RCEP のうち△の国は未発効

(2025年4月末時点)

3. EPA利用再考のススメ

RTAs currently in force (by year of entry into force), 1948 - 2025



デメリット =
特恵マージンを利用しない

FTA先進国の韓国
を追いかけて日本
もEPA締結数を増
加させてきた経緯



各国政府とも自国企業が
輸出で不利にならないよ
うEPA拡大を図っており、
EPA締結先の輸出市場に
おいて、特恵マージンを
利用しなければ、不利な
立場を解消できない



「取引先の要請」を待
たずに、事業戦略とし
てEPA利用の検討を

Note: Notifications of RTAs: goods, services & accessions to an RTA are counted separately. The cumulative lines show the number of RTAs/notifications currently in force.

Source: WTO Secretariat - May 19, 2025

主要国における発行済みEPA・FTA

	協定数	多国間マルチ協定	二国間バイ協定
日本	20	CPTPP/RCEP/日ASEAN	EU/英/豪/印/スイス/(米) ほか
韓国	22	RCEP/韓ASEAN/韓EFTA	中/米/EU/英/加/印/イスラエル ほか
中国	22	RCEP/中ASEAN	韓/香/マカオ/台/豪/NZ/スイス/パキスタン ほか
インド	8	SAFTA/印ASEAN	日/韓/ASEAN/豪/メルコスール
米国	14	USMCA/CAFTA-DR (米・中米・ドミニカ共)	韓/豪/イスラエル/コロンビア/パナマ/(日) ほか
カナダ	15	USMCA/CPTPP/加EFTA	EU/英/韓/イスラエル/トルコ (中南米多数) ほか
EU	41	EEA	英/スイス/日/韓/加/墨/星/越/イスラエル/トルコ (東欧、中南米、アフリカ多数)
英国	41	CPTPP	EU/スイス等/ノルウェー等/イスラエル/トルコ (東欧、中南米、アフリカ多数)
EFTA	28	韓/加/墨/比/尼/泰/印/イスラエル/GCC ほか	

出典：世界のFTAデータベース（ジェトロHP）を利用して作成

→各国市場において世界中の企業が自国のEPA特恵税率（基本的に関税撤廃）を利用して競争力を維持

WTO貿易円滑化協定における規律 (1)

情報の公表及び入手可能性 (第1条)	公表 (第1条1)	インターネットを通じて入手可能な情報 (第1条2)	照会所 (第1条3)	通報 (第1条4)
意見の表明の機会、効力発生前の情報及び協議 (第2条)	意見の表明の機会及び効力発生前の情報 (第2条1)	協議 (第2条2)	輸入国・輸出国の関係当局 (税関含む) の実施を想定	
事前教示 (第3条)	輸入国税関当局の実施を想定			
異議の申立て又は審査の請求のための手続 (第4条)				
公平性、無差別待遇及び透明性を向上させるためのその他の措置 (第5条)	管理又は検査の強化のための通達 (第5条1)	留置 (第5条2)	試験手続 (第5条3)	

WTO発足後に成立した協定
2013年12月交渉妥結
2017年2月発効

目的：貿易手続 (特に税関手続) の迅速化・簡素化・透明化

WTO貿易円滑化協定における規律（2）

輸入及び輸出について又はそれらに関連して課する手数料及び課徴金並びに罰に関する規律 (第6条)	輸入及び輸出について又はそれらに関連して課する手数料及び課徴金 (第6条1)	罰に関する規律 (第6条2)			
物品の引取り及び通関 (第7条)	到着の前の手続の処理 (第7条1)	電子的な納付 (第7条2)	関税、租税、手数料及び課徴金の最終的な決定からの引取りの許可の分離 (第7条3)	危険度に応じた管理手法 (第7条4)	通関後の監査 (第7条5)
	引取りまでに要する平均的な時間の確定及び公表 (第7条6)	認定事業者のための貿易の円滑化に関する措置 (第7条7)	急送貨物 (第7条8)	腐敗しやすい物品 (第7条9)	
国境機関の協力 (第8条)					
税関の管理下における輸入を予定している物品の移動 (第9条)					

WTO貿易円滑化協定における規律（3）

輸入、輸出及び通過に関する手続 (第10条)	手続及び所要の書類 (第10条1)	写しの受理 (第10条2)	国際的な基準の使用 (第10条3)	シングルウィンドウ (第10条4)	船積み前検査 (第10条5)	
	通関業者の利用 (第10条6)	共通の国境手続及び 統一的な所要の書類 (第10条7)	輸入が許可されな かった物品 (第10条8)	物品の一時輸入並び に国内加工及び国外 加工 (第10条9)		
通過の自由 (第11条)						
税関協力 (第12条)	遵守及び協力を促進 する措置 (第12条1)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の交換 ・確認 ・要請 ・保護及び秘密の扱い ・情報の提供 ・要請の延期又は拒否 ・相互主義 ・行政負担 ・制限 ・認められていない利用又は開示 ・二国間の及び地域的な協定 			<ul style="list-style-type: none"> (第12条2) (第12条3) (第12条4) (第12条5) (第12条6) (第12条7) (第12条8) (第12条9) (第12条10) (第12条11) (第12条12) 	

事前教示 (Advance Rulings) の規定内容の比較 (1)

	事前教示発出の義務	対象分野	申請者要件	行政不服審査・司法審査中等の場合の発出拒否	発出までの期間	発出した事前教示の有効期間
WTO TFA 第3条 ※2013年12月	パラ1 書面申請が要件 書面で発出 「文書による事前教示」	パラ9(a) 関税分類、原産地 (評価、減免税、関税割当等は努力義務)	パラ9(c): 正当な事由を有する者又は代理人 パラ9(d): 法的代理人・登録	パラ2 (パラ1: 書面通報)	パラ1 合理的、定められた期間内に	パラ3 合理的期間内
CPTPP 第5.3条 ※2015年10月	パラ1 書面申請が要件 書面で発出 「文書による事前教示」	パラ1 関税分類、原産地、 評価	パラ1脚注1 正当な事由を有する者	パラ5(第4文) (第5文) 書面通報	パラ2 できる限り迅速に、 受理後150日以内	パラ3 最低3年間 更新手続の迅速化の努力義務
RCEP 第4.10条 ※2020年11月	パラ1 書面申請が要件 書面で発出 「文書による事前教示」	パラ1 関税分類、原産地、 評価	パラ1: 正当な事由を有する者又は代理人 パラ2: 法的代理人・登録	パラ6(第1文) (第2文) 書面通報	パラ4: 合理的、定められた期間内に、可能な限り90日以内	パラ7 発出日に有効。 最低3年間
日EU EPA 第4.7条 ※2017年7月	パラ1 書面申請が要件 「文書による事前教示」	パラ2 関税分類、原産地 (評価等は締約国合意の場合)				

※は交渉妥結・大筋合意の時期

日本：原則90日以内、3年間有効

事前教示 (Advance Rulings) の規定内容の比較 (2)

	事実に基づく教示と根拠の提示	事前教示の修正又は廃止	事前教示の拘束力	事前教示制度における公表事項	行政審査の請求する権利	事前教示の事例に関する公開(努力義務)
WTO TFA 第3条 ※2013年12月	パラ1	パラ4 書面通知の前置 遡及適用の制限	パラ5 締約国に対する 拘束力	パラ6 申請要件、発出 までの期間、発 出した事前教示 の有効期間	パラ7 パラ2脚注2:上 級官庁・独立機 関による行政審 査や司法審査 (上訴)の対象と することが可能	パラ8
CPTPP 第5.3条 ※2015年10月	パラ5(第3文)	パラ4~6 修正等の条件 書面通知の前置 遡及適用の制限			パラ7	パラ8
RCEP 第4.10条 ※2020年11月	パラ3	パラ8 修正等の条件 書面通知の前置 パラ9(第1文) 遡及適用の制限	パラ9(第2文) 締約国に対する 拘束力	パラ9(第3文) 申請要件、発出 までの期間、発 出した事前教示 の有効期間		パラ10
日EU EPA 第4.7条 ※2017年7月						パラ3

※は交渉妥結・大筋合意の時期

日本：事前教示を3年間尊重

日本：原則事例概要公開

事前教示 (Advance Rulings) の規定内容の比較 (3)

○TFAとTPP(貿易円滑化章)の規律は、双子。

(注)TFA交渉推進国グループ「コロラド・グループ」参加国(※)の多くがTPP12交渉国。一番最後にTPP交渉に参加したのが日本だった。米国の交渉団は、WTO貿易円滑化交渉とTPP交渉を掛け持ち。

(※)日・米・EU・ノルウェイ・スイス・カナダ・チリ・コスタリカ・パラグアイ・コロンビア・豪・NZ・韓・香・シンガポール(赤字下線付はTPP12交渉国メンバー)

○RCEP(貿易円滑化章)の規律の大半は、TFAをそのまま踏襲。

【TFA事前教示】

- 提案国は、豪州。TFAとTPPの両テキスト案は元々同じ。EUの国内制度では関税評価は対象外。
- 交渉の最終段階で日本が積極的関与(拘束力や行政審査・司法審査の規定など)。
- ✓ 協定で規律されているのは、「文書(申請による)」事前教示。
 - 発出した税関当局に対する拘束力があり、予見可能性を高める。
 - 「口頭(申請による)」事前教示は、「照会」への応答の扱いとなり、同様の拘束力はない。
- ✓ 文書事前教示の適用範囲: 申請者のみ適用の国と、申請者以外の第三者にも適用の国がある。
 - 前者の場合、教示自体は行政行為ではなく、上訴の対象とならない(当該教示に基づく申告が当局に認められなかった場合には、その不作為は行政行為であるとして、上訴の対象となる)。
 - 後者の場合、事前決定(裁定)となるため、上訴の対象となる。

事前教示 (Advance Rulings) の規定内容の比較 (4)

- 各国の事前教示制度の対象分野: 関税分類、原産地。一部の国は、評価、減免税、割当も対象。いずれも関税額を決定するのに必要な要素。
- 事前教示の申請ニーズが高いのは「**関税分類(HS)**」
(理由) 共通のHS分類コード採用にもかかわらず、輸出国と輸入国の判断が異なる可能性。全ての輸入申告に関わる。税率差が大きい。規制が変わる。市場アクセスに影響。なお、原産地基準については、HS分類コードによるものが多い。
- **事前教示の事例に関する公開(努力義務)**: 予見可能性向上に有効。各国の運用水準は様々。

[参考]

	公開方法
米国 (CROSS)、カナダ	判例型データベース (裁定の全文公開)
日本、EU (BTI、BOI)、韓国、豪州、シンガポール、香港、NZ、台湾	事例型データベース 事例公開あり。完全DBではない。
タイ、フィリピン	部分公開
メキシコ、中国、インドネシア、ベトナム	限定公開 (PDF・公告形式、公告・通達形式、法令・通達形式)
マレーシア	限定公開

(筆者調べ)

5. 関税分類(HS)の争点

HS番号の特定方法

- 税関HPの「**輸出統計品目表**」(日本における輸出申告で使用)で確認。

世界共通

➤ <https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

- HS番号に関する質問等: 各税関関税鑑査官部門で受付。

➤ <https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

「関税率表の解釈に関する通則」や「部注・類注・号注」のほか、「関税率表解説」「分類例規」に留意。

輸出統計品目表 検索画面 (税関HP)

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S.code		
2103		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
2103.10	000	醤油
2103.20	000	トマトケチャップその他のトマトソース
2103.30	000	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
2103.90		その他のもの
100		味噌
200		インスタントカレーその他のカレー調製品
300		ウスターソースその他これに類する物品

輸入税関当局が有権解釈

事前教示制度の活用を推奨

5. 関税分類(HS)の争点

EPA輸出相談では、税関当局としての知見・経験を活かしたアドバイス可能

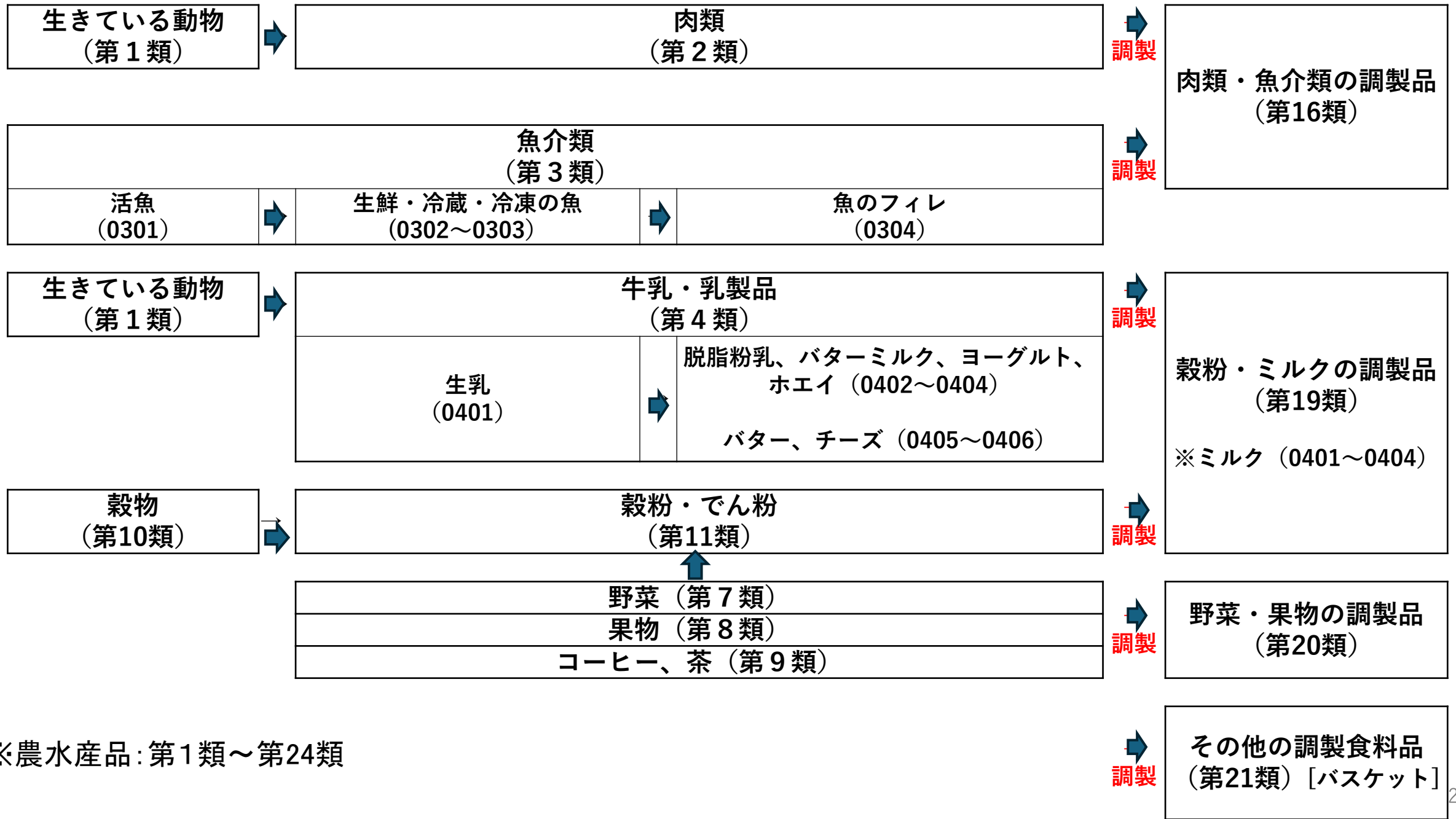
輸出と輸入の共通性、HSコード解釈、原産地事後確認(検証)進展

輸出貨物のEPA利用ステップの効率的・効果的な調査への支援

- 世界共通、輸出入共通で、関税分類には、WCO(世界税関機構)のHS条約品目表(HS品目表)を採用
 - 各EPAにおける各締約国の「譲許表」には、HS条約品目表の番号(HSコード)を採用。
 - HSコードは、2桁、4桁、6桁までが共通。※HSコード(2桁)は第1類～第97類。
 - 譲許表にはないが、HS品目表における「関税率表の解釈に関する通則」や「部注・類注・号注」を適用。
 - 各EPAの原産地規則は、締約国間において共通のものを採用。(日米貿易協定は例外)
 - 各EPAの原産地規則における品目別規則は、HSコードに沿って規定。
 - 各EPAの原産地規則における品目別規則のうち、関税分類変更基準(HSコードの2桁、4桁、6桁を利用した基準)が圧倒的に多数採用
 - 輸出貨物の製造に使用された非原産材料のHSコードを確認する必要がある。
(※関税分類変更基準で採用されている桁数にあわせて非原産材料のHSコードを確認する。
 - 非原産材料のHSコードは「CC」であれば2桁「CTH」であれば6桁での確認で十分)
 - 各EPAの譲許表や品目別規則で採用されるHSコードのバージョンは様々。
(※HSバージョンの変遷:1992, 1996, 2002, 2007, 2012, 2017, 2022)
 - 輸出先国における輸入申告と原産地証明で利用するHSコードのバージョンが異なることがある。

(参考)HS条約:正式名称「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」

食料品：加工工程から見たHSの類（2桁）



※農水産品：第1類～第24類

自動車:加工工程から見たHSの類(2桁)・項(4桁)

原材料

プラスチック製品 (39類)
ゴム製品 (40類)
ガラス製品 (70類)
鉄鋼・同製品 (72・73類)
銅・同製品 (74類)
ニッケル・同製品 (75類)
アルミニウム・同製品 (76類)

(上記は一部)

自動車部品

ガソリンエンジン (8407)



エンジン付シャーシ (8706)
車体 (8707)
部分品及び附属品 (8708)

ワイヤーハーネス (8544)

速度計 (9029)

自動車用シート (9401)

完成車

ガソリン乗用車 (8703)

※鉱工業品:第25類~第97類

輸入国と輸出国においてHSが異なる原因

- ・HSの品目数が約5,000以上と細分化。
 - ・関税率表の解釈に関する通則に基づく判断・・・法解釈の余地大きい(HS委員会での決定はごく一部)
 - ・技術的・機能的分析が必要・・・複合製品や新機能製品の登場 国際分類例規
- 実際に争いが多いのは、IT機器と食品

通則3(b)

混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に**重要な特性**を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

- 「重要な特性」の判断により、HSが異なる可能性がある。

第16部注3

二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、**主たる機能**に基づいてその所属を決定する。

- 多機能機械や複合機械の場合には、上記注を優先適用(第16部の第84類・第85類のほか、第90類に適用)。「主たる機能」の判断により、HSが異なる可能性がある。
- 「主たる機能」により決められない場合、通則3(b)へ。 ※主たる機能≒重要な特性

輸入国と輸出国においてHSが異なる事例(1)

• IT機器:多機能商品の「主機能」認定のズレ

<p>[ケースA] 複合機 (プリンター/ スキャナ/FAX)</p> <p style="text-align: right; color: blue;">EU vs 日本</p> <p style="text-align: right; color: green;">EU vs 日米台</p>	<p>[候補] 印刷機械 (8443) ADP機器 (コンピュータ関連) (8471) コピー機系 (9009) 通信機能系 (FAX) (8517) >実際には、8443 vs 8471</p> <p>[争点] 主たる機能 (参考1) WCO HS委員会: 部注・通則の適用で結論出ず。 ➤ HS2017改正により複合機の分類を創設 (新8443)。 (参考2) WTO IT製品関税撤廃合意 (ITA) 違反としてWTO提訴。 ➤ 8471や8517の機器と協働する複合機への課税を譲許違反、複合機の コピー技術は光学式コピーではなく9009へは分類されないと認定。</p>
<p>[ケースB] セットトップボックス/ ストリーミング機器</p>	<p>[候補] 通信機器 (8517) 映像機器 (8528/8521など)</p> <p>[争点] 主たる機能</p>
<p>[ケースC] ウェアラブル (スマートウォッチ)</p>	<p>[候補] 時計 (9102) 通信機器 (8517)</p> <p>[争点] 重要な特性 (91類には「主たる機能」適用されず)</p>

輸入国と輸出国においてHSが異なる事例(2)

- 食品:成分や加工の境界線** (特徴) 閾値 (%) で区分 (わずかな差で分類変更)
 加工度の連続性 (線引きが恣意的に見えやすい)
 表示・用途が判断に影響

[ケースA] チョコレート製品	[候補] ココア調製品 (1806) 砂糖菓子 (1704) [争点] ココア含有量。主成分は砂糖か、ココアか。 製品の性質 (味・外観)。
[ケースB] 健康食品・サプリ	[候補] 調製食料品 (2106など) 医薬品 (3004) [争点] 治療・予防を標榜しているか。 成分濃度・用法用量の表示
[ケースC] 冷凍・調理済食品	[候補] 肉・魚 (第2・3類) 調製品 (第16・21類) [争点] どの程度加工されているか (加熱・味付け・成形) 下味だけか、完全調理済みか
[ケースD] 飲料 (ジュース、清涼飲料)	[候補] 果汁 (2009) その他飲料 (2202) [争点] 果汁含有率。砂糖・添加物の有無。濃縮か、復元か。

5. 関税分類(HS)の争点

[小括] 関税分類(HS)について

- EPAの利用に当たっては、関税分類(HS)の調査と特定が重要。
- 原産地基準の大半は、HSに基づいている。
- 輸出と輸入のHSは同一。輸出の際のHSを確認することが大事。
- 大半はこれで輸入のHSも十分。しかし、IT製品や食品など、品目によっては、法解釈により、輸出と輸入でHS判断が異なることがあることに留意。
- HS判断は輸入税関の有権解釈による。輸出税関のHS判断は参考に過ぎない。
- 輸入税関のHS判断について、国際分類例規、輸出先国の事前教示の事例公開を予め調査することにより、短期間に一定程度予見可能性を高めることができる。
- 輸入税関に対し、HSの事前教示を申請してその発出を受けておくことにより、予見可能性と法的安定性を確保できる。

本日のまとめ

税関のEPA利用再考・輸出促進支援

- 1) 輸出先多様化のトリレンマは、オール北海道による輸出コスト削減支援により克服可能。
函館税関は「EPA輸出相談ワンストップ窓口」を通じて、北海道におけるEPA利用再考を支援。
- 2) EPA利用のメリットは拡大中。
世界中に多くのEPAが誕生。EPA利用は国際貿易の常識。
EPAを利用しないことによる競争力低下のデメリットはマイナスからのスタート。
輸出におけるEPA利用再考をお勧めしたい。
- 3) 貿易円滑化のグローバル・ルール（貿易手続の迅速化・簡素化・透明化）は確立されている。
特に、事前教示制度は、透明性・予見可能性の向上に役立ち、輸出促進に有効。
- 4) EPA利用に当たっては、関税分類（HS）の調査と特定が重要。
税関当局に知見・経験があります。

函館税関は、輸出をご支援する機関・企業の皆様の取組みを補完して、
生産者・輸出者の皆様をご支援し、北海道の輸出を促進することに貢献いたします。
ぜひともお問い合わせください。



函館税関

ご清聴、ありがとうございました